

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令第二十条ただし書の規定に基づき総務大臣の定める方法を定める件(仮称)を制定する告示案に対する意見募集の結果

別紙

No.	ご意見の概要	ご意見に対する考え方	命令等へ反映の有無
1	<p>本告示案に対して、反対の意見を述べる。証明写真機から個人番号カードの交付申請書に記載されたQRコードを送信しての交付申請方式は、以下の理由により、行うべきではない。個人情報の窃取を企図する者や、単に個人番号カードの普及を協力を推進したい者により、住民が個人番号制度についての理解が薄いまま、個人番号カードの申請に誘導されるおそれがある。個人番号カードの普及は、個人番号カードがなければ不便あるいは日常生活が成り立たない状況を生み出し、そこから個人番号を通じた監視社会を将来させる危険がある。またスマートフォンその他の端末からの、QRコードを送信して行う交付申請方式と、交付申請書番号を地方公共団体情報システム機構へ送信して行う交付申請方式は、以下の理由により、行うべきではない。この方式だと、同居する世帯内に、個人番号カードの申請をしたくない者がいる場合でも、他の同居人が勝手に申請してしまうおそれがある。以上が反対の理由である。最後に、個人番号カードに関する様々な資料を見ていると、他に本人確認が可能な書類は、多種多様に存在するにも関わらず、個人番号カード及びそれを用いたインターネットでの各種手続きに、なんとしても誘導しているようにしかみえない。しかしながら、すべての人が完璧に手続きを把握しているわけではなく、手続き時に経験豊富な職員によるサポートが必要なのは、言うまでもないことである。最低限の政策として、個人番号カード及びそれらを利用したインターネットでの手続きの全部又は一部を、利用しない自由を保障するよう求める。</p> <p style="text-align: center;">【個人】</p>	<p>個人番号カードの申請は、交付申請者本人の意思に基づいて行われるものです。QRコードを用いて個人番号カードの交付申請が行われた場合は、個人番号カードの交付時に厳格な本人確認を行ったうえで交付します。また、個人番号カードの申請手続について、全国共通の個人番号カードコールセンターや市町村窓口等において、必要な支援を行うこととしています。</p>	なし
2	<p>スマートフォンは脆弱性が確認されているものが多数利用継続されております。また、ウイルスやスパイウェアに近いアプリが提供されているのが実情です。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1、その事実を知っているのでしょうか。</li> <li>2、役所の端末が一番安全と思われれます。</li> <li>3、そもそもマイナンバー通知が簡易書留で本人限定郵便でない時点でさまざまなトラブルに見舞われると思います。</li> </ol> <p>このまま実行するのであればトラブルがあった場合の責任を皆さまで覚悟してください。</p>	<p>ご意見として承ります。</p>	なし